

第6次千葉県男女共同参画計画の体系図

〔基本理念〕

日本国憲法（個人の尊重と法の下での平等）
 男女共同参画社会基本法の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）

目指す姿	基本目標(4)	施策項目(11)	施策の基本的な方向(28)
男女のいずれもが、互いに個人として尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、共に活躍できる社会	I あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進	① 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進 ② あらゆる分野における男女共同参画の視点の反映 ③ ライフステージに応じた男女共同参画の促進	1 政治・行政分野における政策決定過程における女性の参画の促進 2 民間における方針決定過程における女性の参画の促進 1 女性の参画が少ない分野における女性活躍の場の拡大 2 男性の参画が少ない分野における男性活躍の場の拡大 1 家事・子育て・介護への支援の促進 2 地域活動等における男女共同参画の促進
	II 働く場における女性活躍の推進	① 働く場における女性への活躍支援 ② 誰もが働きやすい職場環境づくり	1 女性の就業(継続)・復職・起業への支援 2 女性の能力発揮への支援 1 多様な働き方の推進 2 誰もが安心して働ける職場環境の整備 3 ハラスメント対策の促進
	III 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現	① あらゆる暴力の根絶と人権の尊重 ② 誰もが安心して暮らせる環境の整備 ③ 生涯を通じた健康づくりの推進	1 あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進 3 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり 4 メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮 1 ひとり親家庭等様々な困難な状況におかれている人々への支援 2 困難な問題を抱える女性等への支援 3 男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進 4 高齢者・障害のある人・外国人・性的マイノリティなどがジェンダーに基づいて抱える問題への理解の促進・支援 1 生涯を通じた男女の健康支援の推進 2 性差を考慮した健康課題等への支援
	IV 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備	① 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するための意識変革の推進 ② 子ども・若者にに向けた意識啓発 ③ 推進体制の整備・強化	1 固定的性別役割分担意識の変革に向けた啓発 2 男女共同参画に関する調査研究、情報の収集・整備・提供 1 学校教育・社会教育等における啓発 2 多様な選択を可能とする学習の推進 1 男女共同参画センターの機能強化 2 多様な主体との連携 3 計画の適正な進行管理